

地方独立行政法人長崎市立病院機構中期計画

地方独立行政法人長崎市立病院機構は、市長の指示である法人の中期目標に掲げられた 4 つの使命をはじめとする業務運営の目標を計画的に達成するため、次のとおり中期計画を定めるものとする。

第 1 中期計画の期間

平成 24 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

第 2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

1 診療機能

(1) 高度・急性期医療の充実

ア 救急医療

二次救急医療機関として、地域の医療機関や消防局との連携を図り、地域住民が安心できる救急医療体制の充実を図る。

長崎みなとメディカルセンター 市民病院においては、ER 型救命救急センターを整備し、軽症救急患者から緊急手術等を必要とする重症・重篤な患者に救急医療を提供できる体制を整える。

【目標値】

(単位：人)

指 標	平成 22 年実績値 (暦年)		平成 27 年目標値 (暦年)
	病 院	人 数	
救急搬送人数	長崎みなとメ ディカルセン ター 市 民 病 院	1,792	3,000
	長崎みなとメ ディカルセン ター 成人病セン ター	285	
	合 計	2,077	

イ 高度医療

3 大疾病 (がん、心疾患、脳血管疾患) 等に対応するため、市立病院の機能を維持・向上させるとともに、地域の医療機関との連携及び役割分担を行い、地域の中核的基幹病院としての使命を果たす。

また、地域連携クリティカルパスの作成等により医療の効率化を目指すとともに、研修会を積極的に開催するなど、長崎地域医療圏の人材育成及び技術向上に貢献する。

○がん

がん治療については、高水準の手術、化学療法や放射線治療に先進的に取り組む。

また、地域がん診療連携拠点病院として、がんに関する情報の普及・啓発に

努め、がん相談支援センターにおける相談体制及び緩和ケアチームによる緩和医療の充実を図る。

○心疾患

急性心筋梗塞をはじめとした循環器系疾患に対しては、心臓カテーテル検査を積極的に取り入れ、ステント留置術を実施するなど内科的治療を充実させるとともに、冠動脈バイパス術等の外科的治療についても従来どおり高水準を維持する。

○脳血管疾患

脳卒中をはじめとした、脳血管疾患に対しては、地域の医療機関との連携を図り、救急医療に対応できる体制を整える。

○その他

3大疾病のほか、糖尿病については、糖尿病診療チーム等を立ち上げ、入院患者に対する糖尿病診療の提供・介入を実施するとともに、予防目的を含めた生活習慣病に対する定期的な健康教室や糖尿病教室を開催することにより患者の意識改革等を推進し、また、地域の医療機関とも連携しながら糖尿病医療レベルの向上を図る。

【目標値】

(単位：件)

指 標	平成 22 年度実績値		平成 27 年度目標値	
	長崎みなとメディカルセンター 市民病院	長崎みなとメディカルセンター 成人病センター	長崎みなとメディカルセンター 市民病院	長崎みなとメディカルセンター 成人病センター
手術件数	1,952	285	3,000	200

[実績値 (長崎みなとメディカルセンター 市民病院)]

指 標		平成 22 年度実績値
がんに関する相談人数(人)		641
緩和ケア チーム活動	カンファレンス・ 回診(回)	49
	院内研修(回)	49
がん手術件数(件)		856
急性心筋梗塞手術件数(件)		101
放射線治療件数(件)		5,092
化学療法件数(件)		1,331

[実績値 (長崎みなとメディカルセンター 成人病センター)]

指 標	平成 22 年度実績値
開心術件数(件)	24

ウ 小児・周産期医療

地域の医療機関との連携及び役割分担を行い、ハイリスク出産への対応を確実にできるような十分な受け入れ体制を整えるとともに、安全な分べん管理と新生児・未熟児医療を行い、住民が安心できる医療体制を整備する。

また、周産期に係る情報を関係診療科で共有化し、診療を円滑に行うとともに、地域医療支援病院として、産科オープンシステムや新生児蘇生法講習会の実施等により、地域の医療機関の医師・助産師の知識と技術習得に貢献する。

(2) 地域の医療機関との連携強化

ア 地域医療支援病院の機能向上

地域の医療機関との連携を密にし、紹介患者に対する医療を適切に行うとともに、積極的に逆紹介と治療に関する情報提供を行うことで、地域一体となった診療に取り組む。

併せて、地域の医療水準の向上等の観点から、高度医療機器の共同利用の促進、開放型病床の提供、地域の医療従事者を対象とした研修会の開催等を積極的に行う。

また、入院患者が在宅医療に円滑に移行できるように、退院時スクリーニングシート、退院時共同指導の取り組み等を強化し、地域の医療機関と連携して患者及び家族とともに考え支援する切れ目のない診療体制をさらに充実する。

特に、高齢化社会の対応としては、増加傾向にある救急医療に対し、長崎みなとメディカルセンター 市民病院として受け入れ体制を整えるとともに、急性期治療完了後は、リハビリテーションを兼ねた治療が不可欠となることから、地域の医療機関と連携して亜急性期又は慢性期の高齢者の円滑な治療が行えるよう地域医療ネットワークを構築する。

【目標値(長崎みなとメディカルセンター 市民病院)】 (単位:%)

指 標	平成 22 年度実績値	平成 27 年度目標値
紹介率 (初診患者数に対する紹介患者数の割合)	42.1	55.0
逆紹介率 (初診患者数に対する逆紹介患者数の割合)	40.1	60.0

※算定式(目標値は小数点以下切り捨て)

$$\left[\text{紹介率}(\%) = \frac{\text{紹介患者数}}{\text{初診患者数}} \times 100 \right] \left[\text{逆紹介率}(\%) = \frac{\text{逆紹介患者数}}{\text{初診患者数}} \times 100 \right]$$

[実績値（地域医療支援病院関係：長崎みなとメディカルセンター 市民病院）]

指 標	平成 22 年度実績値
地域医療講演会開催回数(回)	9
地域医療講演会参加人数(人)	378
医療福祉相談件数(件)	2, 248
開放型病床利用病床率(%)	8. 4
開放型病床への登録医師数(人)	147

イ 診療情報の共有化

長崎みなとメディカルセンター 市民病院においては、電子カルテシステムの導入に伴うあじさいネット（長崎地域医療連携ネットワークシステム）の本格的活用により、病病・病診間の診療情報の共有化を図る。

長崎みなとメディカルセンター 成人病センターにおいては、オーダーリングシステムの活用により、共有できる情報の範囲の拡大を図る。

[実績値（長崎みなとメディカルセンター 市民病院）：あじさいネット]

指 標	平成 22 年度末累計値
登録施設数(施設)	36
登録人数(人)	361
紹介数(人)	210
アクセス件数(件)	5, 121

※平成 22 年度末累計値は、平成 21 年 11 月～平成 23 年 3 月の累計

(3) 安全安心で信頼できる医療の提供

ア 情報の共有化とチーム医療の推進

医師をはじめとした医療スタッフが関わる医療情報を一元管理することにより、各スタッフが共通認識の下で、十分なコミュニケーションを図り、互いに連携し補完し合うチーム医療を推進する。

また、より専門的な診療を実現するために、NST（栄養サポートチーム）、緩和ケアチーム等のチーム医療を引き続き推進するとともに、チーム間の活動状況を情報発信し、病院全体としての共通認識を図る体制を整える。

イ 医療安全対策の充実

医療安全管理者を中心として、医療安全委員会において定期的にヒヤリハット事例など医療安全に係る情報の収集・分析及び結果の検証を行うとともに、医療事故については、医療事故調査委員会において十分な検証を行い、さらなる医療安全対策の充実を図る。

医療安全管理マニュアル、針刺し損傷マニュアル等の各種マニュアルを適宜、更新・改定するとともに、全職員が医療安全に対する知識の向上に努めるため、医療安全研修を充実させる。

高齢入院患者の増加に伴い、転倒・転落防止プロジェクトチーム等を立ち上げ

るなどさらなる医療安全対策を講じる。

医薬品の安全管理に係る管理体制及び薬剤管理指導の充実を図り、患者に適切な情報提供を行う。

医療機関として患者に真摯な対応を行うために、院内において病院側と患者側の対話の橋渡しを行う院内医療メディエーター（医療対話仲介者）の導入等を検討する。

[実績値]

指 標	平成 22 年度実績値	
	長崎みなとメディカルセンター 市民病院	長崎みなとメディカルセンター 成人病センター
医療安全委員会開催回数(回)	12	12
医療安全研修実施回数(回)	10	3
薬剤管理指導件数(件)	2,785	347

ウ 院内感染防止対策の実施

院内感染防止に関する対策委員会及び研修会を実施することにより、院内感染防止に関する教育、訓練及び啓発を徹底し、医師をはじめとした医療スタッフの知識等の向上を図るとともに、問題点を把握し改善策を講ずる等院内感染防止対策を確実に実施する。

また、院内感染防止に関するマニュアルを適宜見直し、職員に周知・啓発を図るとともに、院内感染が発生した場合は、マニュアル等に基づき適切に行動できる体制を整える。

[実績値]

指 標	平成 22 年度実績値	
	長崎みなとメディカルセンター 市民病院	長崎みなとメディカルセンター 成人病センター
感染防止対策委員会開催回数(回)	12	12
感染防止対策研修の研修実施回数(回)	4	2

(4) 公立病院としての役割の保持

ア 災害拠点病院の機能発揮

災害時においては、行政や地域の医療機関と連携し、被災地から搬送される患者を受け入れ、医療救護活動等を実施する。

長崎DMAT（災害派遣医療チーム）については、既に配置している2チームの機能維持を図るため訓練や研修会に参加するとともに、大規模災害発生時には医療スタッフを被災地に派遣し、急性期患者等の生命を1人でも多く救える医療救護体制を整える。

また、災害に備えて、医療資器材・医薬品、飲料水・食料などの備蓄を確実に
行うとともに、長崎みなとメディカルセンター 市民病院は、大規模な災害にお
いても災害拠点病院として十分機能を発揮できるよう免震構造により施設を整
備する。

[実績値（長崎みなとメディカルセンター 市民病院）]

指 標	平成 23 年度実績値
災害訓練の実施回数	年 1 回
長崎DMATチーム数	2 チーム

イ 結核、感染症医療等の堅持

結核及び感染症医療については、今後も引き続き公立病院としての役割を堅持
し長崎地域医療圏における発生状況を見据えながら、地域の関係医療機関と連携
して患者の対応を行うとともに、透析医療についても引き続き実施する。

また、海外等からの感染症に対しても行政機関と連携し、拡大防止の措置等
に対して適切に対応できる体制を整える。

[実績値（長崎みなとメディカルセンター 成人病センター）]（単位：人）

指 標		平成 22 年度実績値
感染症患者数	入院	0
結核患者数	入院	4,691
		〔 1 日最大入院者数 20 1 日最大排菌者数 18 〕
透析患者数	入院	5,303
	外来	11,494

ウ 外国人への医療の提供

スタッフの語学力向上、院内の案内板等における外国語併記、医療費の支払い
に係るクレジットカード等の導入を図り、国際観光都市の公立病院として、外国
人居住者や観光客にも対応できる機能を整備する。

[実績値（長崎みなとメディカルセンター 市民病院）]（単位：人）

指 標		平成 22 年度実績値
外国人患者数	入院	5
	外来	20

※長崎市内非居住外国人

(参考)

指 標		平成 22 年実績値
外国人延べ宿泊者数 (人)		164, 335
長崎港国際観光船 入港実績	隻数 (隻)	44
	乗客数 (人)	60, 634
	乗務員数 (人)	24, 625
	合 計 (人)	85, 259

エ 県・市の福祉保健部門等との連携推進

県・市の福祉保健部門をはじめとした関係機関と連携し、地域医療等に関する各種会議において情報の共有や懸案事項の協議を重ねながら、災害の対応、へき地の診療所への支援、健康診断の充実などの必要な医療の提供と市民の健康増進を図る。

2 住民・患者サービス

(1) 患者中心の医療の提供

電子カルテシステムやクリティカルパスの活用により医療の効率化を図るとともに、インフォームド・コンセントの充実・徹底を図り、治療方針や治療経過の説明など患者や家族に対し丁寧でわかりやすい説明に努め、患者中心の医療の提供を行う。また、セカンドオピニオンへも適切に対応する。

さらに、患者の意見を反映し、よりよい医療体制を整えるため、患者アンケートを引き続き実施し、問題点の把握と迅速な改善により満足度の向上を図るとともに、対応結果を院内掲示により公表し患者サービスの向上を図る。

【目標値】

指 標	平成 22 年度実績値		平成 27 年度目標値	
	長崎みなと メディカル センター 市民病院	長崎みなと メディカル センター 成人病セン ター	長崎みな とメディ カルセン ター 市 民病院	長崎みなと メディカル センター 成人病セン ター
クリティカルパス(種類)	34	10	160	25
患者アンケートによる 満足度の向上(%)	95.1	91.1	98	98

(2) 住民・患者への適切な情報発信

市立病院の役割・機能、専門医の紹介などについて、パンフレットやホームペー

ジ等を活用し、適切な情報提供を積極的に行う。

また、患者やその家族に安らぎを与えるためのロビーコンサートなどについても地域住民を含め周知を図り、病院が地域のコミュニケーションの場としての役割を果たせるよう努める。

[実績値] (単位：回)

指 標	平成 22 年度実績値	
	長崎みなとメデ ィカルセンター 市民病院	長崎みなとメディ カルセンター成人 病センター
情報誌発行回数	12	1
患者・家族向け（院内）	6	—
住民・医療機関向け（院外）	6	1
ロビーコンサート等の 開催回数	6	6

(3) 患者ニーズへの対応の迅速化

診療待ち時間の改善やクレジットカードによる医療費の支払いなど利便性の向上に取り組むとともに、患者ニーズをいち早く把握し、柔軟かつ迅速な対応を行う。

また、長崎みなとメディカルセンター 市民病院においては、公益財団法人日本医療機能評価機構の病院機能評価を継続受審し、改善に向けた具体的目標を掲げ病院全体での取り組みを図るとともに、患者満足度の向上に繋がる各種認定資格の取得を検討する。

[実績値]

指 標	平成 22 年度実績値	
	長崎みなとメディカル センター 市民病院	長崎みなとメディカ ルセンター 成人病 センター
患者サービス検討委員会 開催回数(回)	12	12
病院機能評価認定	ver. 5	—

(4) 職員の接遇向上

患者、地域住民から信頼される病院であり続けるため、職員一人ひとりが周囲の人を癒す気持ちを持ち続けるとともに、個々の職員はもとより、病院全体で患者の立場に立った接遇の実践ができるよう接遇研修を充実し、職員の意識改革とその保持に努める。

また、研修だけではなく、職員の接遇について現場の状況を管理・監督する体制を整える。

[実績値] (単位：回)

指 標	平成 22 年度実績値	
	長崎みなとメ ディカルセンター 市民病院	長崎みなとメデ ィカルセンター 成人病センター
接遇研修開催回数	1	1

(5) ボランティアとの協働

長崎みなとメディカルセンター 市民病院においては、多種多様なボランティアが活動しやすい環境を整備するとともに、ボランティア同士の役割分担を行って自立した活動ができるよう、患者サービスの向上に繋がる協働体制を構築する。

長崎みなとメディカルセンター 成人病センターにおいては、新たにボランティアの導入を行い、患者サービスの向上に繋がる協働体制を構築する。

[実績値] (単位：人)

指 標	平成 22 年度実績値	
	長崎みなとメデ ィカルセンター 市民病院	長崎みなとメデ ィカルセンター 成人病センター
ボランティア登録数	9	0

3 マグネットホスピタルとしての機能

(1) 適正配置と人材評価

ア 医療スタッフの適正配置と組織の見直し

地域における中核病院として提供すべき医療水準の維持・向上を図るため、医師をはじめとした医療スタッフの適正配置に努める。

また、臨床研修指定病院として、指導体制及び研修プログラム等をより一層充実し、広報活動を強化して市立病院の魅力を対外的にアピールし、研修医の積極的な受け入れ対策を実施する。

長崎みなとメディカルセンター 市民病院においては、安全安心医療の観点からも看護師を増員し、早急な7対1看護体制の整備と維持を図る。

長崎みなとメディカルセンター 市民病院におけるER型救命救急センターについては、救急医、看護師等の適切な配置に努めるとともに、病院として各診療部門のバックアップ体制を整え高度救急医療体制を構築する。

さらに、長崎市における中核的な医療機関として、多様化する市民の医療に対するニーズに応えるとともに、医療技術の進歩に適切な対応ができるよう、組織及び職員配置のあり方を常に検証し、弾力的な見直しを行う。

【目標値】

(単位：人)

指 標	平成 23 年度実績値	平成 27 年度目標値
医師数	77	89

※平成 23 年 4 月 1 日現在（研修医を除く。）

※平成 23 年度医師数内訳 長崎みなとメディカルセンター 市民病院 62 人、長崎みなとメディカルセンター 成人病センター15 人

※長崎市第四次総合計画による医師数の目標値として、平成 28 年度 92 人としている。

【目標値（長崎みなとメディカルセンター 市民病院）】

指 標	目 標 値
7 対 1 看護体制の確立	平成 25 年度までの整備及び体制維持

[実績値]

(単位：人)

指 標	平成 23 年度実績値		
	長崎みなとメデ ィカルセンター 市民病院	長崎みなとメディカ ルセンター 成人病 センター	計
看護職員数	277	105	382
医療技術員数	61	32	93
医師事務作業補助者数	32	-	32

※平成 23 年 4 月 1 日現在（再任用短時間勤務職員、嘱託員を含む。）

※医師事務作業補助者数は延べ人数

[実績値（長崎みなとメディカルセンター 市民病院）] (単位：人)

指 標	平成 23 年度実績値
初期研修医受入数	5

※平成 23 年 4 月 1 日現在

イ 職員採用の柔軟化

短時間勤務など多様な勤務体系を導入し、女性職員の業務の負担を軽減するなど、ワークライフバランスに配慮した雇用形態や勤務時間を設定するとともに、迅速な欠員補充など採用手続きの柔軟化・迅速化を図る。

ウ 適正な人材評価

専門性の向上や育成のための研修を実施するとともに、職員の仕事に対する意欲や能力を高めるため、職員の業務を適正に評価し、かつ、透明性・公平性のある人材評価システムの構築に着手する。

エ 職員満足度の向上

職員一人ひとりが働きがいと誇りをもって業務に精励できるよう、次のような改善策を実施し、職員が働きやすい環境を整える。

- ・福利厚生改善、育児・子育て支援等の働きやすい環境を整える。
- ・職員の適正配置や業務の標準化・効率化により、職員の長時間労働の改善や休暇取得の推進を図る。
- ・医師の事務を補助する職員の知識向上及び活用促進を図り、医師の負担を軽減する。
- ・医療事故等による職員の勤労意欲の低下を防ぐために、不当な苦情や訴訟などについては、病院として確実に対応するためのシステムを構築する。

(2) 医療スタッフの育成

ア 研究・研修事業の強化

○研究事業の強化

新薬の開発等に貢献する治験や、疾病の予防方法、診断方法、治療方法等の改善となる臨床研究を積極的に推進する。

また、職員教育と技術向上の見地から、学会発表及び論文作成を奨励する。

[実績値]

(単位：件)

指 標	平成 22 年度実績値	
	長崎みなとメディカルセンター 市民病院	長崎みなとメディカルセンター 成人病センター
治験実施件数	14	1
製造販売後調査件数	54	15
臨床研究件数	25	7

※平成 22 年度実績値は、平成 22 年度に契約している件数（新規・継続）

[実績値]

(単位：件)

指 標	平成 22 年実績値（暦年）
学会発表件数	124
論文件数	43

○研修事業の強化

医師をはじめとした医療スタッフの専門性の向上を図るため、院内研修の充実のもとより、専門研修への参加機会の拡充や国内外の先進病院への派遣研修を実施するなど、研修事業の充実を図るとともに、看護師をはじめとした医療スタッフについては、臨床研修を実施する。

併せて、医療スタッフが研修を受ける機会を確保できるよう職場環境の整備に努める。

また、看護学生、救急救命士等の実習を受け入れるとともに、地域の医療従

事者を対象とした研修会の開催により長崎地域医療圏の人材育成及び技術向上に貢献する。

イ 資格取得に対する支援強化

医療の質や専門性の向上を図るとともに、職員の勤労意欲向上に寄与するため、博士（医学）、専門医、認定看護師、認定薬剤師、認定技師など医療スタッフの資格取得に対する奨励・支援を行い、これらの資格を取得しやすい職場環境を整える。

[実績値] (単位：人)

指 標	平成 23 年度実績値	
	長崎みなとメディカルセンター 市民病院	長崎みなとメディカルセンター 成人病センター
認定看護師資格取得支援 人数累計	5	1

※資格取得支援人数累計は平成 20 年度からの累計

4 適正な情報管理と情報公開

個人情報の保護及び情報公開については、長崎市個人情報保護条例、長崎市情報公開条例等の規定に基づき適切に対応する。

また、法人の業務運営に係る内容については、法令等に基づき適切に公表を行うとともに、各病院の役割や地域の医療機関との連携等についてホームページ等を通じて情報発信に努め、透明性の確保を図る。

[実績値] (単位：件)

指 標	平成 22 年度実績値	
	長崎みなとメディカルセンター 市民病院	長崎みなとメディカルセンター 成人病センター
診療録開示件数	14	3

第 3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 組織体制の充実・連携強化

(1) PDCAサイクルの徹底による業務評価の推進

目標管理制度を活かし、目標及び計画に対するチェック体制を整え、成果の検証を迅速に行うことにより、成果を継続して伸ばしていく柔軟な対応を図る。

業務評価を推進するため、理事会でのチェック体制を整備するとともに、各部門の目標及び計画をもとにヒアリングを積極的に開催し、目標の達成に向けて検討・検証を組織が一体となって取り組むシステムとその体制を構築する。

(2) 事務部門のレベルアップ

事務部門のスタッフについては、これまで短期的な人事異動により、ノウハウの蓄積が困難であったため、計画的に専任の職員を採用し、医事業務、物品管理業務等病院事務の専門性の向上を図るため、病院事務の専任職員の育成を行う。

[実績値（正規職員数）]

(単位：人)

職 種	平成 23 年度実績値		
	長崎みなとメ ディカルセン ター市民病院	長崎みなとメデ ィカルセンター 成人病センター	計
事務職員数	31	9	40
現業職員数	1	—	1
合 計	32	9	41

※平成 23 年 4 月 1 日現在（再任用短時間勤務職員を含む。）

2 業務の見直しによる収支改善

DPC（診断群分類別包括評価）に係る委員会等を設置し、DPCデータの分析や活用を行い収入改善と医療の質の向上を図る。

また、診療報酬請求に係るチェック体制を強化し、請求漏れを防止するとともに、未収金の確実な回収等による収入確保を図る。

さらに、弾力的に運用できる会計制度を有効に活用し、業務委託の見直しを実施するとともに、物品調達に係る価格交渉の徹底や、安全性、有効性に配慮しながらジェネリック医薬品の使用拡大等を行い支出の削減に努める。

第 4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

持続可能な経営基盤の確立

適正な病床稼働率を維持するとともに、給与費、材料費及び経費の節減に努め、将来にわたって安定的かつ持続可能な経営基盤を確立する。

そのため、経営に関する情報を迅速に把握し、部門ごとの経営状況の分析や他病院との比較分析を行うなど、経営改善のために取り組むべき課題を明確にし、効率的な病院経営に努める。

また、職員の病院運営に対する意識を醸成するため経営情報の定期的な提供を行うとともに、部門ごとに具体的な目標を設定し、その達成状況を適宜確認するなど経営管理を徹底する。

【目標値】

指 標		平成 22 年度実績値		平成 27 年度目標値	
		長崎みなと メディカル センター 市民病院	長崎みなと メディカル センター 成人病セン ター	長崎みなと メディカル センター市 民病院 (第一期開院)	長崎みなと メディカル センター 成人病 センター
入 院 (一 般 病 床)	延べ患者数(人)	124,271	35,392	118,100	32,100
	1人1日当たり単価(円)	43,485	40,904	48,000	36,000
	病床稼働率(%) (病床数)	83.4 (414床)	69.3 (140床)	90.4 (358床)	91.6 (96床)
	平均在院日数(日)	15.4	19.6	14.0	18.5
外 来	延べ患者数(人)	127,602	38,079	148,000	37,100
	1人1日当たり単価(円)	12,121	19,773	12,500	21,000

(注 1) 平成 27 年度目標値において、長崎みなとメディカルセンター 市民病院 (第一期開院) 及び長崎みなとメディカルセンター 成人病センターの入院延患者数が、平成 22 年度実績値を下回っているのは、病床数の減によるものである。

(注 2) 病床稼働率 (%) = $\frac{\text{入院延べ患者数}}{\text{稼働病床数} \times \text{年間入院診療実日数(365日)}} \times 100$

(注 3) 平成 22 年度実績値の長崎みなとメディカルセンター 市民病院の病床稼働率は、人間ドック用 6 床を除いた 408 床で算定している。

[実績値 (長崎みなとメディカルセンター 成人病センター (結核・感染症))]

指 標		平成 22 年度実績値	
		結核	感染症
入 院	延べ患者数(人)	4,691	—
	1人1日当たり単価(円)	25,496	—
	病床稼働率(%)	42.8	—
	平均在院日数(日)	50.1	—

【目標値】

(単位：%)

指 標	平成 22 年度実績値		平成 27 年度目標値	
	長崎みなと メディカル センター 市民病院	長崎みなと メディカル センター 成人病セン ター	長崎みなと メディカル センター 市民病院 (第一期開院)	長崎みなと メディカル センター 成人病セン ター
総収支比率	94.2	92.9	100.2	102.4
経常収支比率	101.9	93.2	100.3	102.9
医業収支比率	98.0	82.6	89.1	89.0
給与費比率	57.8	68.5	58.0	60.3
	52.8	61.9	55.0	56.2
材料費比率	24.5	28.4	24.0	28.3
経費比率	14.8	17.9	15.6	19.2

(注) 給与費比率は、上段に退職手当負担金及び退職給付費用を含んだ給与費比率を、下段にそれらを除いた給与費比率を記載している。

第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置

長崎市新市立病院整備運営事業に関する取り組み

長崎みなとメディカルセンター 市民病院において新たに整備するER型救命救急センターや診療科の人員体制を早期に整備するなど、平成26年2月の第一期開院を目指して「長崎市新市立病院整備基本計画」に基づき確実に事業を実施する。

また、平成22年12月に締結した長崎市新市立病院整備運営事業に係る事業契約を引き継いでPFI事業を確実に実施し、平成28年5月の完成に向けて施設の建設を行う。

第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（平成24年度から平成27年度まで）

(単位：百万円)

区 分		金 額
収入		60,903
収入	営業収益	43,508
	医業収益	39,300
	運営費負担金収益	4,052
	補助金収益	156
	営業外収益	693
	運営費負担金収益	266
	その他営業外収益	427
	資本収入	16,702
	運営費負担金	4,385
	長期借入金	11,509
その他資本収入	808	
その他の収入	0	
支出		59,942
支出	営業費用	39,776
	医業費用	39,021
	給与費	22,005
	材料費	10,293
	経費	6,497
	資産減耗費	0
	研究研修費	226
	一般管理費	755
	営業外費用	553
	資本支出	19,613
	建設改良費	16,975
	償還金	2,638
	その他資本支出	0
その他の支出	0	

(注) 期間中の診療報酬の改定、給与改定及び物価の変動は考慮していない。

【人件費の見積り】

期間中総額 22,604 百万円を支出する。なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費、退職手当の額に相当するものである。

【運営費負担金の繰出基準等】

運営費負担金については、毎年度総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じた考え方により算出する。また、建設改良費及び長期借入金等元利償還金に対する運営費負担金等については、経常費助成のための運営費負担金等とする。

2 収支計画（平成24年度から平成27年度まで）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収益の部	46,001
営業収益	45,328
医業収益	39,252
運営費負担金収益	4,052
補助金収益	156
資産見返負債戻入※	1,868
営業外収益	673
運営費負担金収益	266
その他営業外収益	407
臨時利益	0
費用の部	45,534
営業費用	43,511
医業費用	42,758
給与費	21,636
材料費	9,802
経費	6,187
減価償却費	4,897
資産減耗費	20
研究研修費	216
一般管理費	753
営業外費用	1,865
臨時損失	158
純利益	467
目的積立金取崩額	0
総利益	467

（注）減価償却費4,897百万円には、※印の資産見返負債戻入相当額1,868百万円を含む。

3 資金計画（平成24年度から平成27年度まで）

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金収入	60,903
業務活動による収入	44,201
診療業務による収入	39,300
運営費負担金による収入	4,318
その他の営業活動による収入	583
投資活動による収入	5,193
運営費負担金による収入	4,385
その他の投資活動による収入	808
財務活動による収入	11,509
長期借入れによる収入	11,509
その他の財務活動による収入	0
前期中期目標期間からの繰越金	0
資金支出	60,903
業務活動による支出	40,329
給与費支出	22,604
材料費支出	10,293
その他の業務活動による支出	7,432
投資活動による支出	16,975
有形固定資産の取得による支出	16,975
その他の投資活動による支出	0
財務活動による支出	2,638
長期借入金の返済による支出	899
移行前地方債償還債務の償還による支出	1,739
その他の財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	961

第7 短期借入金の限度額

1 限度額

3,500百万円

2 想定される短期借入金の発生事由

- (1) 医療機器等の購入に係る一時的な資金不足への対応
- (2) 業績手当（賞与）の支給等による一時的な資金不足への対応
- (3) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応

第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第9 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入、教育・研修体制の充実、組織運営の向上策等に充てる。

第10 料金に関する事項

1 料金

(1) 使用料

患者の使用料は、次のとおりとする。

ア 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第1医科診療報酬点数表(以下「医科点数表」という。)及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)により算定した額

イ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第20号)、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)及び厚生労働大臣が定める1単位の単価(平成12年厚生省告示第22号)により算定した額

ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第14条第2項の規定により定められた額

エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第41条第2項の規定により定められた額

オ 非紹介患者初診加算料(長崎みなとメディカルセンター 市民病院における初診に限るものとし、緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けた初診を除く。) 3,000円の範囲内において理事長が定める額

カ 特別室料及び分べん料 別表に掲げる額

キ 厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養(平成18年厚生労働省告示第495号)第2条第7号に規定する入院期間が180日を超えた日以後の入院及びその療養に伴う世話その他の看護に係る長期入院選定療養費 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等(平成18年厚生労働省告示第498号)第10号に規定する通算対象入院料の基本点数に100分の15を乗じて得た点数に10円を乗じて得た額

ク 健康診断料 医科点数表により算定した額

ケ アからクまでに掲げるもののほか、特別に費用を要するもの 実費を基準として理事長が定める額

(2) 前記1(1)(オからキまでを除く。)の場合において、消費税の課税の対象となる療養、医療等に係る使用料は、前記1(1)に定める額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、5円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨て、5円以上10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

2 手数料等

手数料等は、次のとおりとする。

- (1) 診断書料 1 通につき 3,085 円以上 7,200 円以下
- (2) 証明書料 1 通につき 1,028 円以上 2,057 円以下
- (3) 督促料 1 通につき 70 円

3 診療契約に係るものの使用料等

国民健康保険組合その他の団体等との間における診療契約に係るものの使用料及び手数料については、前記 1 (1) 及び前記 2 の定めにかかわらず、その契約の定めるところによる。

4 料金の減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料を減免することができる。

5 延滞金

督促を受けたものが、使用料等を納付する場合においては、延滞金を徴収することができる。

6 その他

第 10 料金に関する事項に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

別表（料金関係）

1 特別室料

区 分		単 位	金 額
長崎みなとメディカルセンター 市民病院	一般個室	一般	1 日 8,640 円
		助産に係るもの	1 日 8,000 円
	特別個室	一般	1 日 25,920 円
		助産に係るもの	1 日 24,000 円
長崎みなとメディカルセンター	A	1 日 6,582 円	
成人病センター	B	1 日 4,422 円	

2 分べん料

区 分		金 額		
帝王切開の場合		1胎につき 18万円		
通常分べん の場合	平日	時 間 内	1胎につき 25万円	多胎の分べんをする場合の2胎目以降の分べん料は、1胎につき左欄の区分に応じ定める金額に2分の1を乗じて得た額とする。
		時 間 外	1胎につき 30万円	
		深 夜	1胎につき 30万円	
	休 日	1胎につき 30万円		
帝王切開及 び通常分べん 以外の場 合	平日	時 間 内	1胎につき 16万円	
		時 間 外	1胎につき 19万2,000円	
		深 夜	1胎につき 22万4,000円	
	休 日	1胎につき 22万4,000円		

備考

- 1 「通常分べん」とは、第10料金に規定する事項1(1)アの規定により使用料が算定される療養、医療等を伴わない分べんをいう。
- 2 「時間内」とは、午前8時45分から午後5時30分までをいう。
- 3 「時間外」とは、2及び4に掲げる時間帯以外の時間帯をいう。
- 4 「深夜」とは、午前0時から午前6時まで及び午後10時から午後12時までをいう。
- 5 「休日」とは、次に定める日をいう。
 - (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- 6 分べん料の場合の区分の決定は、出産時刻の属する時間帯による。

第11 その他長崎市の規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画（平成24年度から平成27年度まで）

(単位：百万円)

施設及び設備の内容	予定額	財源
病院施設、医療機器等整備	16,975	長崎市長期借入金等

(注1) 金額については見込みである。

(注2) 各事業年度の長崎市長期借入金等の具体的な内容については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

2 中期目標の期間を超える債務負担

ア 移行前地方債償還債務

(単位：百万円)

	中期目標期間 償 還 額	次期以降償還額	総債務償還額
移行前地方債償還債務	1,739	2,301	4,040

イ 長期借入金償還債務

(単位：百万円)

	中期目標期間 償 還 額	次期以降償還額	総債務償還額
長期借入金償還債務	899	11,253	12,152

ウ 新病院整備等事業

(単位：百万円)

	事業期間	中期目標期間 事 業 費	次期以降 事 業 費	総事業費
新病院整備等事業	平成 24 年度から 平成 42 年度まで	12,281	5,626	17,907

(注) 事業期間及び総事業費は、地方独立行政法人化以後の分について記載している。

3 積立金の処分に関する計画

なし